

情報提供

那医発第 417 号
令和5年10月17日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 玉城 仁

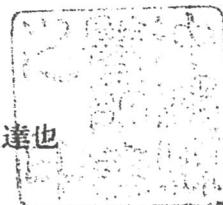


平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「入院医療機関の役割分担」等について（協力依頼）が届きましたのでご案内申し上げます。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

沖医発第 1028 号
令和 5年10月11日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也



「入院医療機関の役割分担」等について（協力依頼）

今般、沖縄県保健医療部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日の感染症法上の位置づけ変更後、幅広い医療機関でご対応いただいているところではありますが、10月1日からは病床確保の仕組みも変更されることとなりました。

具体的には、10月以降に入院機能も持つ病院においては、各病院の機能に応じた対応が求められることになっております。

その為、沖縄県では患者様の状態と求められる医療提供体制を整理した、「入院医療機関の役割分担」のリストを作成したとのことです。各医療機関においては、今冬の感染拡大時等において、本リストをご参照いただき入院調整等の目安にさせていただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 「入院医療機関の役割分担」等について（協力依頼）
(令和5年10月6日（保確第457-2号）)

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

患者の状態と求められる医療提供体制（沖縄県）

	入院治療が求められる患者		在宅医療で支えられる患者	介護者の見守りでよい患者
患者の状態 (目安)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに酸素投与が必要となっている。 ● 合併症を含めて、全身管理が必要である。 ● 介護者ではケアを維持することができない。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 悪化するリスクが高いため、医療的な見守りが必要である。 ● 経口摂取が不十分で、点滴による補液が必要である。 ● 積極的治療（蘇生、気管挿管など）を行わない方針として合意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽症であり、意識状態は不変で、経口摂取もできている。 ● 解熱剤や鎮咳薬などの症状を緩和する薬剤で安定している。 ● 糖尿病など基礎疾患を有する場合でも、状態は安定しており、内服も継続できている。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸素3L以上の投与が必要である。 ● 心筋梗塞、脳梗塞、急性の意識障害、手術などの専門的な治療が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸素3L未満で維持されている。 ● 誤嚥性肺炎などの一般的な疾患の治療が必要である。 		
紹介する医療機関	急性期病院 (A)	急性期病院 (B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">できるだけ、在宅医療を導入</div> 急性期病院 (B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">原則として、自宅／施設で療養</div> 急性期病院 (B) 回復期病院（主に状態改善後の転院）
自宅／施設の療養体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症などで、やむをえず入院困難な場合には、在宅医療による治療を検討する。 ● 状態悪化を認めた場合に気づける体制となるよう、訪問看護ステーション等と連携する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師に電話で相談でき、必要時には往診が受けられる。 ● 施設看護師または訪問看護による見守りが受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医等に電話による相談ができる。 ● 解熱剤や鎮咳薬などの薬剤について処方が受けられる。
	状態が悪化した場合には、患者の状態に応じて速やかに入院治療へと切り替える。			

入院医療機関の機能分担

※1 太字は救急告示病院を表す。 ※2 病院機能等により、基本的に転院等に対応していない病院については、機能分担の対象外としている。

沖縄本島

機能		急性期 (A)	急性期 (B)	回復期・慢性期
		<ul style="list-style-type: none"> ● ICUを有しており、心筋梗塞、脳梗塞、手術などの専門的治療にも対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤嚥性肺炎の治療などの一般的な内科治療に対応できる。 ● 増悪時の初期対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性期(A)(B)の転院先として、状態が安定した患者の受入れができる。
医療圏	北部	県立北部病院	北部地区医師会病院	勝山病院、北山病院、もとぶ野毛病院
	中部	県立中部病院 中部徳洲会病院 中頭病院 ハートライフ病院	国立病院機構沖縄病院 宜野湾記念病院 北中城若松病院、中部協同病院 かなな病院、潮平病院、翔南病院 海邦病院、与勝病院、名嘉病院	沖縄リハビリテーションセンター病院 北谷病院、屋宜原病院 北上中央病院 ちゅうざん病院(令和6年4月頃を目処に急性期(B)に移行)
	南部	琉球大学病院 県立南部医療センター・こども医療センター 友愛医療センター 南部徳洲会病院	豊見城中央病院 与那原中央病院 沖縄第一病院 沖縄メディカル病院 とよみ生協病院、西崎病院	大浜第二病院 ウェルネス西崎病院
	那覇市	那覇市立病院 沖縄赤十字病院 沖縄協同病院 大浜第一病院	おもろまちメディカルセンター オリブ山病院 小禄病院 沖縄セントラル病院	大道中央病院 仲本病院 川平病院 琉生病院
	浦添市	浦添総合病院	牧港中央病院 嶺井第一病院、同仁病院	平安病院 嶺井リハビリ病院

入院医療機関の機能分担

※1 太字は救急告示病院を表す。 ※2 病院機能等により、基本的に転院等に対応していない病院については、機能分担の対象外としている。

特定の診療科（沖縄本島）

		周産期センター（Ⅰ）	産婦人科を有する総合病院（Ⅱ）	産婦人科病院（単科）（Ⅲ）
周産期 <small>※再掲あり</small>		琉球大学病院 県立北部病院 県立中部病院 県立南部医療センター・こども医療センター 沖縄赤十字病院 那覇市立病院	中頭病院 ハートライフ病院 沖縄協同病院 友愛医療センター 南部徳洲会病院	うえむら病院 名城病院 糸数病院
		公的精神科病院	左記以外の精神科病院	
精神科病院 <small>※再掲あり</small>	北部	国立病院機構琉球病院	宮里病院、もとぶ記念病院	
	中部		新垣病院、平和病院、沖縄リハビリテーションセンター病院 沖縄中央病院、いずみ病院、うるま記念病院、北中城若松病院	
	南部	県立精和病院	平安病院、オリブ山病院、博愛病院、天久台病院、田崎病院、久田病院 嬉野が丘サマリヤ人病院、南山病院、糸満晴明病院、勝連病院	